

建 企 第 4 1 6 号

令 和 8 年 3 月 27 日

旭地域協議会 御中

浜田市長 三 浦 大 紀
(建設企画課)

浜田市都市計画審議会委員の選出について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、旭地域協議会委員の任期満了に伴い、委員の交代があると伺っております。

つきましては、引き続き貴協議会から当審議会委員1名の選出をお願いいたたく、ご推薦いただきますようお願いいたします。

なお、ご推薦いただける場合は、令和8年4月24日（金）までに添付しております委員推薦書をご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 送付書類

- (1) 浜田市都市計画審議会条例
- (2) 浜田市都市計画審議会運営規則
- (3) 浜田市都市計画審議会委員名簿
- (4) 委員推薦書

〔事務局〕

浜田市 都市建設部 建設企画課

担当／清本、保田

〒697-8501 浜田市殿町1番地

電話 0855 - 25 - 9601

FAX 0855 - 22 - 6500

kensetsukikaku@city.hamada.lg.jp



○浜田市都市計画審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 221 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、都市計画に関する事項を調査審議するため、浜田市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会の委員の定数は、次の各号に定めるところにより市長が任命する委員をもって組織する。

(1) 学識経験のある者 7 人以内

(2) 市議会の議員 7 人以内

(3) 関係行政機関の職員 3 人以内

2 前項に定める委員の任期は、4 年とする。ただし、後任者が選任されるまではその職務を行うことができる。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第 5 条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第 6 条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、建設企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

○浜田市都市計画審議会運営規則

平成 17 年 10 月 1 日

規則第 159 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜田市都市計画審議会条例(平成 17 年浜田市条例第 221 号)第 8 条の規定に基づき、浜田市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議を招集するときは、開会期日の 5 日前までに会議の日時、場所及び審議する事項を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(議長)

第 3 条 会長は、会議の議長となり、会議を主宰する。

2 会長及び会長の職務を代理する者としてあらかじめ指名された者に事故があるときは、出席した委員のうちから互選された者が、会長の職務を代理する。

(専門委員の出席)

第 4 条 専門委員は、会議に出席し、議長の許可を得て、又は議長の求めに応じて、意見を述べ、又は説明することができる。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 議長は、必要と認めるときは、審議会に諮って関係行政機関の職員その他相当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(建議案の発議)

第 6 条 委員は、建議案を発議しようとするときは、あらかじめ理由を付して、当該案を会長に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(会議録)

第 7 条 会議の開催日時、開催場所、出席者及び会議の概要は、会議録に記録するものとする。

2 会議録には、議長及び議長の指名する 2 人の委員が署名しなければならない。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

浜田市都市計画審議会委員・幹事名簿「第6次」

任 期:令和4年9月1日～令和8年8月31日

敬称略

委員の区分	役 職 名		氏 名
第2条第1項 第1号の委員 (学識経験者)	委員	浜田商工会議所会頭	櫛 山 陽 介
	委員	JFしまね浜田支所運営委員会 委員長	金 坂 敏 弘
	委員	島根経済同友会石央支部 支部長	矢 口 伸 二
	委員	浜田市農業委員会会長	中 田 善 喜
	委員	島根県立大学教授	豊 田 知 世
	委員	旭地域協議会代表	吉 岡 哲 志
	委員	三隅地域協議会代表	永 井 伸 次
第2条第1項 第2号の委員 (市議会の議員)	委員	浜田市議会副議長	笹 田 卓
	委員	浜田市議会総務委員	佐々木 豊 治
	委員	浜田市議会文教厚生委員	串 崎 利 行
	委員	浜田市議会産業建設委員	小 川 稔 宏
	委員	浜田市議会産業建設委員	川 上 幾 雄
	委員	浜田市議会産業建設委員	大 谷 学
	委員	浜田市議会産業建設委員	今 田 実 延
第2条第1項 第3号の委員 (関係行政機関の職員)	委員	国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所長	徳 光 優
	委員	島根県西部県民センター所長	小 笠 原 唯 真
	委員	島根県浜田県土整備事務所長	大 野 利 博
第6条第2項の幹事 (市職員)	幹事	都市建設部長	倉 本 定
	幹事	建設企画課長	松 井 和 雄